

京都市醍醐交流会館ホール管理運営業務委託契約に関する仕様書

この仕様書は、京都市醍醐交流会館ホールにおける舞台施設及び設備、照明設備、音響設備の管理運営業務の概要を示すものであり、この仕様書に定める事項に従い、ホールの良好な管理運営と事故を未然に防ぎ、利用者との信頼の構築に努めるものとし、本仕様書に記載のない事項であっても当該業務実施上、当然に必要とする事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 施設概要

京都市醍醐交流会館ホール（以下「ホール」という。）は、市民の豊かな生活の形成に資するため、市民相互の間の交流を促進する活動（主に音楽・舞踊・公演その他の文化的な催物）の用に供するための施設として設置している。

| | |
|--------|---|
| 所在地 | 京都市伏見区醍醐高畑町 30 番地 1-3-5 パセオ・ダイゴロー西館 2 階 |
| 構造・規模 | 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 3 階地上 6 階建 醍醐交流会館部分（地上 2 階及び地上 3 階の一部） |
| 開館 | 平成 9 年 4 月 1 日 |
| 延床面積 | 会館全体 2,087.44 m ² ホール 232 m ² （舞台 91 m ² ）、楽屋 1（19 m ² ） |
| 収容定員 | 電動式移動観覧席数 196 席 コトブキシーティング社製（RCS-3252） *車いすスペース最大 4、補助席なし、収納可能 |
| 舞台 | 舞台（L3.85m×W16.95m×H0.615m）*収納可能 ポータブルステージ（L1.5m×W2.4m×H0.615m）×5 台 常間口 6 間、舞台框から舞台最奥 5.35m、文字幕常タツパ 4.5m |
| バトン | 長さ 9.03m 電動 2 本：1 バトン（文字吊り）、2 バトン（幕・看板） |
| 舞台機構設備 | 三精テクノロジーズ社製舞台機構一式 |
| 舞台照明設備 | パナソニック社製舞台照明機器一式 調光操作卓：パステルⅡ 32ch 2 段 調光盤：FDU 2（A） |
| 舞台音響設備 | 音響調整卓：YAMAHA LS9-32 |

2 運営状況

(1) 休館日

火曜日（ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）及び 12 月 28 日から 1 月 4 日まで

(2) 開館時間

午前 9 時から午後 9 時まで

3 契約期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで

4 業務の範囲

ホールにおける業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) ホール設備等の運用管理・保全業務
- (2) ホール設備等の操作技術業務
- (3) その他施設管理運営に必要な業務

5 業務の内容

(1) 共通業務

- ア 京都醍醐センター株式会社（以下「当社」という。）との連絡調整に関する事。
- イ 主催者、出演者との打合せに関する事。
- ウ 舞台、照明、音響及び映像機器をはじめとするホール諸設備の経常的な管理に関する事。
- エ 貸館業務、自主事業のホール管理運営業務等に関する事。
- オ リハーサル、本番実施時におけるホール管理に関する事。（舞台機構運転時の安全監視を含む。）
- カ 舞台、照明、音響及び映像機器等の基本的な運営操作に関する事。
- キ 付属設備、備品等の設置と撤去・格納に関する事。
- ク 技術者の補充に関する事。
- ケ 器具の補充に関する事。
- コ ホール運営に伴う当社との連絡調整に関する事。
- サ 業務の実施に係る当社への報告に関する事。
- シ 部署ミーティングへの参加に関する事。
- ス ホール設備関係の動作確認・習熟作業に関する事。
- セ 備品関係の点検・管理作業に関する事。
- ソ 前各号のほかホールの管理運営に関する事。

(2) 個別（舞台、照明、音響）業務

- ア 各設備の安全管理
- イ 各設備その他関係機材等の技術操作
- ウ 各設備の日常点検及び管理
- エ 施設利用者に対する打合せ、助言及び安全管理
- オ 各設備等の操作に関する指導、操作補助
- カ 自主事業、貸館事業の各技術等の業務
- キ 各設備の保守点検及び修理の立会い及び動作確認
- ク 下見者及び見学者に対する説明
- ケ 当社が主催する事業に係る各設備の操作
- コ 消耗品等に関する入出庫管理
- サ 舞台機構の動作確認・習熟作業等
- シ その他業務に関する事

6 従事者数及び従事時間

業務遂行における従事者数及び従事時間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 常駐従事者数及び従事日数

- ア 舞台業務に係る管理・運営業務に従事する者 1名（月当たり 21日）
- イ 照明業務に係る管理・運営業務に従事する者 1名（月当たり 11日）
- ウ 音響業務に係る管理・運営業務に従事する者 1名（月当たり 11日）

(2) 従事時間

- ア ホール利用日（搬入、設営、リハーサル、公演、撤去、搬出等ホールの利用日をいう。）は、午前9時からホールの業務終了時間までとする。
- イ 点検日及びホール利用のない日は、午前9時から午後5時までとする。
- ウ 当社は、ア及びイの従事時間にかかわらず、必要に応じ延長、又は短縮を指示できるものとする。

7 従事者の要件等

受託者は、京都市醍醐交流会館のホールの管理運営に係る全般的な知識を有し、精通するとともに、積極的に業務に従事する意欲のある、誠実で健康な者を従事させなければならない。従事者の要件、従事者名簿の提出等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 受託者は、次に定める要件を具備した者を配置すること。

ア 常駐責任者（舞台）

常駐責任者は、業務の内容判断ができる技術力及び必要な技術を有し、ホールの管理運営及び経常の管理運営業務が行える、責任者としての実務経験が5年以上の者とする。

イ 技術者

実務経験が3年以上あり、舞台・照明及び音響技術に関する知識が豊富で、責任感を有する健康な者とする。

(2) 受託者は、契約締結後速やかに、従事者の氏名、経歴等を記載した名簿を当社に提出、協議のうえ承諾を得るものとする。

(3) 当社は、業務を能率的且つ円滑に実施するために、従事者のうち不適格者があると認めたときは、その旨を受託者に通知して交代を申し出ることができるものとする。

この場合、受託者は当社の申し出を認めたときは、速やかに従事者の交代を行うものとする。

(4) 受託者は、従事者を交代しようとするときは、1カ月前までに、その旨を文書により当社に通知し、協議のうえ承諾を得ることとする。

8 報告等

(1) 当社は、業務の実施について、適宜受託者と協議するものとする。

(2) 受託者が配置する従事者は、業務の実施にあたって必要に応じ適宜当社に報告するとともに、各月の人員の配置の状況その他業務の実施状況について、速やかに当社に報告し、当社の承認を得ること。

9 危険及び緊急時の対応

受託者は、異常事態が発生した場合、当社が定める「緊急対応マニュアル」及び消防計画などに基づく適切な措置を執り、被害を最小限に止めるとともに、直ちに当社及び関係機関へ通報するものとする。

10 諸法規の遵守

受託者は、管理業務を実施する場合、必要な諸法規を遵守するものとし、その適用及び運用は、受託者において円滑に行わなければならない。

11 研修・教育等

受託者は、委託業務の遂行にあたり、従事者に対し、利用者及び来館者に不快感を与えない身だしなみ、丁寧な言葉使いや対応の仕方等を指導し、教育しなければならない。

また、従事者は、次に掲げる研修を受講しなければならない。

- (1) 当社が実施する消防訓練及び施設等の安全研修
- (2) 当社が実施するその他必要な研修等

12 服務規律等

受託者は、従事者に次の各項に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 服務の遂行に当たっては、常に誠実かつ安全に期すること。
- (2) 服務の遂行に当たっては、名札を着用するとともに、常に清潔に保つこと。
- (3) 施設利用者との相互協力に努めるとともに、施設利用者へのサービスの向上にも努めること。

13 個人情報について

当社が定める「個人情報保護規程」を遵守するものとする。

14 秘密の保持

受託者は、業務遂行上知り得た個人情報、その他の秘密に属する情報を第三者に知らせてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

15 支払い

- (1) 契約金額の支払いは、契約書記載の金額を12分割し、月毎に支払う。12分割にあたり端数が生じたときは、最終の支払金額を調整する。
- (2) 受託者は、履行期間中、毎月の業務を履行後、翌月に請求書を速やかに提出すること。
- (3) 当社は、月毎に、前号の請求書が適正なもの確認したときは、契約書の規定に従い、規定する金額を支払う。

16 その他

- (1) 受託者は、この契約に係る業務について、受託者及び受託者が配置する従事者の責任により生じた事故については、全ての受託者の責任において措置するとともに、その原因、被害の内容、講じた措置について速やかに当社に報告することとする。
- (2) 本仕様書についての疑義及び定めのない事項については、相互に協議するものとする。